11 月 24 日版

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金募集要領

1　目的

若者が就職、転職、創業、進学、リスキリング等の新たな挑戦に伴い新生活を開始する際に必要となる初期費用の負担を軽減し、山梨で学び、働き、挑戦できる環境の整備を図るため、若者が新生活の開始に要した経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2　補助対象者

補助金の交付対象となる者は、若者新生活チャレンジ応援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第３条に定める要件を全て満たす者となります。

主な要件は次のとおりです。

（１）申請日の属する年度の末日において満１８歳以上満２９歳以下であること。

（２）就職、転職、創業、進学又はリスキリングの新たなチャレンジに伴い、県内で新生活を開始していること。

（３）チャレンジの開始日の前後 3 月以内に、県内において申請者本人を賃借人とする新たな住居の賃貸借契約を締結し、当該住居に住民票を異動し、現に居住していること。

（４）補助金の交付決定の日から 2 年以上継続して県内に居住する意思を有していること。

（５）県税その他の地方税に滞納がないこと。

（６）過去に本補助金の交付を受けていないこと。

ただし、次のいずれかに該当する場合には、補助の対象となりません。

（１）住居費等を本人が負担していない場合

（２）暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する場合

（３）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業又は性風俗関連特殊営業を営み、又はこれらに従事する場合

（４）公務員として採用される場合

（５）その他知事が不適当と認める場合

3　補助対象経費及び補助上限額

別紙１のとおりです。

4　申請方法

補助金交付を希望される方は、交付申請書等を作成し、事務局に提出してください。様式は、ホームページからダウンロードしてください。

（１）申請受付期間　令和８年１１月１６日（月）から令和９年３月３１日（水）

※予算額に達した場合は、申請受付を早期に終了することがあります。

（２）対象期間　令和８年１０月１５日（木）から令和９年３月３１日（水）

※就職、進学その他のチャレンジ開始日が対象期間後であっても、対象期間内にそのチャレンジが決定しており、そのチャレンジに伴う新生活開始である場合は対象となり

ます。

（３）提出方法　郵送、メール又はフォームにて必要書類を提出してください。

（４）提出先　　若者新生活チャレンジ応援事業費補助金事務局

（５）申請書類

ア　交付申請書兼実績報告書（様式第１号）

イ　申請兼実績報告額内訳書（様式第１号の１）

ウ　申請者の氏名、生年月日及び現住所が確認できる本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなどその他書類）の写し

エ　チャレンジプラン（様式第５号）

オ　チャレンジプラン類型に該当することを証する書類

・就職、転職：採用通知書、雇用契約書など新たに県内を主たる勤務地として就業することが確認できる書類。

・創業：開業届、法人設立届出書など新たに事業を開始し、個人事業主又は法人の代表者となることが確認できる書類。

・進学：在学証明書、合格通知書などその他在学又は入学が確認できる書類。

・リスキリング：受講決定通知書、受講証明書、受講契約書、修了証などその他受講が決定し、又は現に受講していることが確認できる書類。

カ　誓約書（様式第６号）

キ　住民票の写し

ク　申請者本人が賃借人であることを確認できる住宅の賃貸借契約の写し

ケ　補助対象経費の金額が確認できる書類（敷金、礼金、引越費用の請求書など）

コ　申請者本人が支出したことを確認できる書類（領収書、振込明細書、通帳の写しなど）

サ　その他知事が必要と認める書類

５　チャレンジプラン

チャレンジプランは、申請者が就職、転職、創業、進学、リスキリング等の新たな挑戦に伴い開始する新生活について、その内容及び新生活の状況等を記載するものです。

提出されたチャレンジプランにより、交付要綱第２条第２号に規定するチャレンジへの該当性及び交付要綱第３条に規定する補助対象者要件への適合性を確認するため、提出していただきます。専門的な内容や完成度を求めるものではありません。記載内容は別紙２（別紙２－１～２－５）を参照してください。

６　審査及び支払い

受け付けた提出書類は、到着した順に事務局及び山梨県において申請内容を精査し、交付要件を満たすと認められる場合は、交付決定を通知するとともに、指定された口座へ振り込みます。

申請から支給まで概ね１～２ヶ月程度かかる見込みです。提出書類に不備があると審査を行

うことができず、審査に時間を要することになりますので、不備がないよう提出前に十分確認してください。また、申請が一定期間に集中した場合は、審査に時間を要する場合があります。

申請にかかる一切の費用は申請者自身の負担となります。

提出された書類は返却できませんので、あらかじめご了承ください。

必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合がありますので、ご承知ください。

7　お問い合わせ先

若者新生活チャレンジ応援事業費補助金事務局

受付時間　９時～１７時（土日・祝日、年末年始を除く）

電話　０８０－４４１１－１４４２

メール　wakamono@hucom-eng.co.jp

別紙１

補助対象経費及び上限額

補助対象経費	補助率及び補助額
（１）敷金 （２）礼金 （３）仲介手数料 （４）引越費用 （５）その他知事が特に必要と認める初期費用	定額
合計	100,000 円以内

※補助対象経費について、国、地方公共団体その他の団体から補助金（地方創生移住支援事業による移住支援金、地方就職学生支援事業による地方就職支援金、起業支援事業による起業支援金）その他これに類する給付を受ける場合（就業先等からその他住宅に関する助成を受給している場合等）は、交付要綱第６条第３項に基づき補助額を調整します。

※引越費用には、引越事業者への委託費のほか、自ら引越しを行う場合におけるレンタカー借上料、燃料費（ガソリン代等）、有料道路通行料金その他住居の移転に要した費用として知事が必要と認める費用を対象としますが、引越し以外の用途を含む燃料費、有料道路通行料金その他知事が住居の移転との関連を確認できない費用は対象外とします。

※家具・家電の購入費、通信費、光熱水費等は対象外です。

※補助対象となるか判断が難しい経費については、申請前にお問い合わせください。